

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

自：平成23年3月11日

期間

至：平成24年2月29日

損害項目	金額
精神的損害	1,220,000
生活費増加費用	430,451
就労不能損害	1,522,772
合計	3,173,223

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金317万3223円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月11日

（仲介委員長 嘉村 孝、仲介委員 伊藤嘉健、同 永山在浩）